

◎ 議 事 日 程

令和7年12月10日（水） 午前9時開議

議事日程第4号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第74号 旅費制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第75号 河北町町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第76号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第77号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第78号 河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第80号 河北町職業訓練センターの指定管理者の指定について
- 議第81号 河北町紅花資料館の指定管理者の指定について
- 議第82号 河北町ふれあい交流施設べに花温泉ひなの湯の指定管理者の指定について
- 議第83号 河北町農業体験交流施設（体験型滞在施設）の指定管理者の指定について
- 議第84号 河北町総合交流センターサハトべに花の指定管理者の指定について
- 議第85号 河北町体育施設の指定管理者の指定について
- 議第86号 河北町道路線の認定及び廃止について
- 議第87号 第8次河北町総合計画後期基本計画について

日程第2 議員の派遣

日程第3 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

追加議事日程第1号

日程第1 議案の上程

- 議第89号 令和7年度河北町一般会計第5回補正予算について
- 議第90号 令和7年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 議第91号 令和7年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 議第92号 令和7年度河北町下水道事業会計第2回補正予算について
- 議第93号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議員発議第3号 学校整備特別委員会の設置に関する決議について

日程第2 提案理由の説明

日程第3 議案の審議、採決

- 議第93号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

- について
- 議第94号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第89号 令和7年度河北町一般会計第5回補正予算について
- 議第90号 令和7年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 議第91号 令和7年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 議第92号 令和7年度河北町下水道事業会計第2回補正予算について
- 議員発議第3号 学校整備特別委員会の設置に関する決議について

追加議事日程第2号

- 日程第1 学校整備特別委員会委員の選任
- 日程第2 学校整備特別委員会委員長及び副委員長の選出

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○丹野貞子議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はおりません。

ただいまの出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○丹野貞子議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

○丹野貞子議長 最初に、議第74号旅費制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長 おはようございます。

議第74号旅費制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、国内外の経済、社会情勢の変化に対応し、国家公務員等の旅費に関する法律の一部が改正されたこと及び県職員等の旅費に関する条例の一部が改正されたことを踏まえ、町職員の旅費制度の整備を図るため、条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

第1条は、河北町一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正するものでございます。

表中、第2条は、本条例における用語の定義について変更及び追加を行うものでございます。

第3条は、旅費を支給する範囲として、出張、赴任中に退職等した職員の規定を整備するとともに、旅行役務提供者への旅費の支給の規定を追加するものでございます。

第4条は、旅行命令の手續を整備するほか、文言の整理を行うものでございます。

第5条は、旅行命令の変更申請の手續及び変更申請を行わない場合の規定について定めるものでございます。

第6条は、旅費の計算方法及び旅費の種目を定めるものでございます。

第7条は、旅費の請求及び精算について必要な書類及び手續を定めるとともに、過払いがあった場合には給与等から差し引く規定を定めるものでございます。

第8条は、鉄道賃として支給する範囲及び額を定めるものでございます。

第9条は、船賃として支給する範囲及び額を定めるものでございます。

第10条は、航空賃として支給する範囲及び額を定めるものでございます。

第11条は、自家用車を使用する場合に支給する車賃の範囲及び単価を定めるものでございます。

第12条は、その他の交通費として、路線バス、タクシー、レンタカー等を使用する費用を支給する規定を定めるものでございます。

第13条は、「宿泊料」を「宿泊費」に改め、国家公務員に準じて宿泊費基準額を設定して支給する規定とするものでございます。

第14条は、移動と宿泊が一体のパック旅行について、包括宿泊費として支給する規定を定めるものでございます。

第15条は、日当及び食卓料を廃止するとともに、宿泊手当として国家公務員に準じて1夜当たりの定額の支給に改めるものでございます。

第16条は、「移転料」を「転居費」に改め、国家公務員に準じて転居費用に支出する規定に改めるものでございます。

第17条は、「着後手当」を「着後滞在費」に改め、赴任に伴う宿泊費について、宿泊し

た夜の数分を支給する規定とするものでございます。

第18条は、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、赴任に伴う家族の移転について実額の算定に基づいて支給する規定に改めるものでございます。

第19条は、外国旅行の旅費について、国家公務員に準じて支給する規定とするものでございます。

第20条は、出張、赴任中に退職等した職員の旅費を定めるものでございます。

第21条は、出張、赴任中に死亡した職員の遺族の旅費を定めるものでございます。

第22条は、他機関の依頼に応じて出張する場合の旅費について定めるものでございます。

第23条は、旅費の各種目の支払いの上限額について定めるものでございます。

第24条は、町以外からの旅費の支給や実額を超える支給の場合、特別な事情がある場合の旅費の調整について定めるものでございます。

第25条は、労働基準法に定める雇用を解除する際の帰郷旅費について定めるものでございます。

第26条は、条例に違反した場合に旅費の返還を規定するとともに、給料等から差し引く規定を定めるものでございます。

第27条は、任命権者の監督の権限を定めるものでございます。

第28条は、本条例の実施に必要な事項は任命権者が定めることを規定するものでございます。

なお、本条例の改正に伴い、従来の特表第1から第3は削除するものでございます。

続きまして、第2条でございます。

第2条は、河北町特別職に属する者の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例を一部改正するものでございます。

表中、第2条は、旅費の種類について変更及び追加を行うものでございます。

第3条は、日当の規定を削除するものでございます。

別表は、内国旅行と外国旅行の場合の旅費の費用弁償の額について、国家公務員の旅費の規定及び町一般職員の例によることとする規定に改めるものでございます。

本条例の附則として、第1項は、この条例の施行を令和8年4月1日とするものでございます。

第2項は、一般職の旅費について、施行日後の旅行から適用するとともに、施行日前に出発した旅行命令について、施行日後に命令を変更した場合の旅費に係る経過措置を定めるものでございます。

第3項は、旅費を損失、消失した場合について、旧条例の規定を適用する経過措置を定めるものでございます。

第4項は、新条例の26条に定める旅費の返還について、新条例の規定に違反する場合には適用することとするものでございます。

第5項は、特別職の旅費について、施行日後の旅行から適用するものでございます。

第6項は、規則への委任について定めるものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(6番の通告あり)

確認いたします。6番木村章一議員ですね。

それでは、「6番木村章一議員」

○6番(木村章一議員) 2つあります。

1つは、手続についてであります。通常ですと現行というのあって、改定の内容こちらとある場合には、条例のつくり方として、一部を変更する条例の制定というような形で提

案される場合が多いんですけども、今回は、条例の整備に関する条例の設定というふうになっていきますけれども、なぜこういうふうになるのかということが1点目ですね。

さらに、もう一つ、旅費の現状が実態に合っていない状況があって、ただ、この条例は4月1日施行となっておりますが、それ以前の場合に、旅費が、足が出るというんですか、実際の旅費が高くなっていてなんていう状況があったとした場合にはどうしようとしているのかについて。

2点について伺います。

○丹野貞子議長 「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長 条例の表し方というか、設定という言葉でございすけれども、2つの条例を一度にご提案、上程する場合ということで、このような設定という言葉を使わせていただいているということでございます。

あと、実態に合っていないと。実際、今、東京とかに出張した場合にはかなり高額な宿泊費ということにはなっておりますが、まずは、国の国家公務員の旅費の支給の規定ということが定められておりますので、それを準用したという形でさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番(木村章一議員) 2点目のほうですが、国のほうですと、もう既にこのような内容で実施していると。河北町ではまだ前のままであるところに、出張命令を出したときに、泊まるというときに、その宿泊費がこの旅費規程よりずっと高いと、差額が出ちゃうというときにどうするか。差額が出たときに、差額が出ないところ探すとかいうんじゃないかと、差額が出たときにどうするか。どう対応して

いるか。どうするかについてお聞きしております。このことについて答弁求めます。

○丹野貞子議長 「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長 実際旅費を支払う場合に差額が出た場合、どのようにするかということのご質問でございますけれども、基本的に、議員が今おっしゃいましたとおり、出ないところを探すと。今そういうことではないというお話でございますけれども、定額の宿泊費を各ホテルで行っているわけではありませんので、そのように、まず、ちょっと手間にはなりますけれども、その旅費内で使えるところをまず探していただくというのが第一なのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○丹野貞子議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 一般論としては分かります。経過措置は必要ないのかとおっしゃるかもしれませんが、そこは、議会で検討の来年度からの施行に準じた形で今回提案させていただいているということであります。

なお、現行でそういった制度的な矛盾があるんじゃないかということについて言えば、じゃあ余ったときはどうするのかという議論までトータルに考えていく、そういった議論も必要になってくるかというふうに思います。

以上です。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 余ったときは問題ないと思うんです。足りないときが問題だと思うんですね。努力があつてです、だと思えます。会社なんかではそうだと思いますのでどうなのかなと思います、実際にあれのときにはそれなりの対応するということなんですか。それとも、このまま我慢してやってもらうということなんでしょうか。

○丹野貞子議長 「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長 繰り返しになりますけれども、まず、今、4月1日から新たなやり方という、制度についてということでの対応になりますけれども、今現在の対応につきましては現行によるということでございます。

○丹野貞子議長 以上で6番木村章一議員の質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第74号旅費制度の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第75号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 議第75号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

河北公共下水道事業の進捗に伴い、都市計画税課税区域を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

別表第2中、新たに課税対象となる区域として、大字溝延稲荷原・字黒木淵・字境田・字田中及び毘沙門地内、大字吉田字原ノ内地内、大字新吉田字新吉田地内の一部、計69筆を追加し、都市計画税区域を拡大するものであります。

この条例は、令和8年1月1日から施行するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第75号河北町町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部税務町民課長」

○軽部昭博税務町民課長 議第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設

定についてご説明申し上げます。

金融機関における公金収納に関する取扱いの変更等を踏まえた督促手数料に関する事務の見直しに伴い、督促手数料を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

河北町町税条例第2条第1項第2号の「督促手数料」という文言を削除するものであります。

第10条は、削除するものであります。

以下、河北町後期高齢者医療に関する条例、河北町介護保険条例、河北町水道給水条例、河北町下水道条例、河北町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例、河北町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、河北町農業集落排水事業分担金徴収条例につきましても、督促手数料の条文を削除するものであります。

この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第76号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 議第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務が創設され、児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が設けられたことから、条例で同条を引用している箇所について、関係する4つの条例を改正するものであります。

第1条、河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

第12条、虐待の禁止。法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」とする引用条項の変更による改正であります。

第2条、河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

第25条、虐待の禁止。法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」とする引用条項の変更による改正のほか、幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあ

っては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないとする改正をするものであります。

第3条、河北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

第12条、虐待の禁止。法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」とする引用条項の変更による改正であります。

第4条、河北町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

第13条、虐待の禁止。法「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」とする引用条項の変更による改正であります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第77号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第78号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「池田こどもみらい課長」

○池田恵子こどもみらい課長 議第78号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

家庭的保育事業者等は、健康診断の内容が乳幼児健診と同じまたは一部同じという場合は、乳幼児健診の結果を代替できるとする改正を行うものであります。

第17条第2項、利用乳幼児及び職員の健康診断について、家庭的保育事業者等は母子保健法第12条または第13条に規定する健康診断が行われた場合であって、当該健康診査が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、健康診断の全部または一部を行わないことができるというものであります。この場合において、家庭的保育事業者等は、乳幼児の健康診断の結果を把握しなければならないというものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行

するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第78号河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第80号河北町職業訓練センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 議第80号河北町職業訓練センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

河北町職業訓練センターにつきましては、令和8年3月31日をもちまして指定期間の満了を迎えることに伴いまして、これまでの管理実績、経営状況などを総合的に判断し、引き続き同じ団体であります職業訓練法人河北

職業訓練協会に指定管理者として指定をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第80号河北町職業訓練センターの指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第81号河北町紅花資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当主幹の説明を求めます。

「奥山雛とべに花の里推進主幹」

○奥山明子雛とべに花の里推進主幹 議第81号河北町紅花資料館の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

紅花資料館につきまして、令和8年3月31日をもちまして指定期間の満了を迎えることに伴いまして、これまでの管理実績、経営状況などを総合的に判断し、引き続き同じ団体であります一般社団法人河北町観光物産協会

を指定管理者として指定をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いします。

○丹野貞子議長 担当主幹の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第81号河北町紅花資料館の指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第82号河北町ふれあい交流施設べに花温泉ひなの湯の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 議第82号河北町ふれあい交流施設べに花温泉ひなの湯の指定についてご説明申し上げます。

河北町ふれあい交流施設べに花温泉ひなの湯につきましては、令和8年3月31日をもちまして指定期間の満了を迎えることに伴いまして、これまでの管理実績、経営状況などを総合的に判断し、引き続き同じ団体でありま

株式会社べに花の里振興公社を指定管理者として指定をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第82号河北町ふれあい交流施設べに花温泉ひなの湯の指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第83号河北町農業体験交流施設(体験型滞在施設)の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「軽部商工観光課長」

○軽部広文商工観光課長 議第83号河北町農業体験交流施設(体験型滞在施設)の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

河北町農業体験交流施設(体験型滞在施設)につきましても、令和8年3月31日をもって指定期間の満了を迎えることに伴いまして、これまでの管理実績、経営状況などを総合的に判断し、引き続き同じ団体であります

株式会社べに花の里振興公社を指定管理者として指定をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第83号河北町農業体験交流施設(体験型滞在施設)の指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第84号河北町総合交流センターサハトべに花の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 議第84号河北町総合交流センターサハトべに花の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

河北町総合交流センターサハトべに花につきましても、令和8年3月31日をもって指定期間の満了を迎えることに伴い、これまでの管理実績等を考慮し、引き続き株式会社河北町べに花の里振興公社を指定管理者とし

て指定するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第84号河北町総合交流センターサハトベに花の指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第85号河北町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「秋場生涯学習課長」

○秋場弘昭生涯学習課長 議第85号河北町体育施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

河北町民体育館を含む5施設につきましては、令和8年3月31日をもちまして指定期間の満了を迎えることに伴い、これまでの管理実績等を考慮し、引き続き株式会社河北町べに花の里振興公社を指定管理者として指定するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第85号河北町体育施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第86号河北町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「土方都市整備課長」

○土方一郎都市整備課長 議第86号河北町道路線の認定及び廃止についてご説明申し上げます。

本議案は、町道畑中第3号線に関し、道路法の規定に基づき認定及び廃止を行うものでございます。

認定する路線は路線番号505号、畑中第3号線で、起点は河北町字畑中25番地先、終点は河北町字畑中40番1地先までの延長172.0メートル、幅員は2.4メートルから5メートルになります。この路線は、町道畑中東線から町道畑中田井線までの区間を町道として認定するものです。

また、廃止する路線は、同じく路線番号505号、畑中第3号線で、起点が河北町字畑中25番地先、終点が河北町字畑中41番地先となります。この廃止は、畑中第3号線の延長のために行われます。

なお、詳細については、別添附属資料をご参照ください。

以上、よろしく申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおりに決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第86号河北町道路線の認定及び廃止については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第87号第8次河北町総合計画後期基本計画についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 議第87号第8次河北町総合計画後期基本計画についてご説明申し上げます。

初めに、主な策定経過についてご説明させていただきます。

第8次河北町総合計画後期基本計画の策定に当たりましては、昨年度から庁舎内で策定事務局を立ち上げ、令和6年10月16日に町の振興審議会に諮問したところであります。

その後、町民の皆様から広くご意見をいただくために、町民2,000人を対象にしたアンケートを実施しました。また、新たな試みとしまして、高校生や子育て世代あるいは移住者などの小規模な7つのグループによりますグループインタビューを実施し、町の現状や将来展望に対する思いや考えの把握に努めたところであります。

さらに、第8次総合計画策定時と同様に、計画に町民の声を反映させるため、町民と町内に勤務されている方など、各分野、各階層の様々な方から成る町民会議を設置し、町民会議全体では36名で、これを5つの部会に分けて議論を重ねてまいりました。

策定事務局としましては、各課局の各係から選出された職員による幹事会、副町長、教育長及び各課局長から成る策定事務局会議を編成しまして、前期5か年の検証を踏まえ、後期基本計画について協議をしてきたところであります。

これらの会議を経まして、10月29日に振興審議会から町長に答申され、パブリックコメントを実施し、このたび議案として上程したものであります。

この間、議員の皆様におかれましても、4回の全員協議会を開催していただき、ご協議をいただいたところであります。

後期基本計画の概要につきましては、第8次総合計画の基本構想に掲げました5つのまちづくりの目標に向け、具体的な基本的施策を総合的、体系的に示すものであり、同時に、それぞれの項目ごとに数値目標を設定したものであります。

その中でも、地域公共交通の再構築、関係

人口の創出・拡大、子育て支援、町内産業の担い手育成、にぎわいづくり、将来を見据えた学校整備については、重点的に取り組む施策としたところであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(3番、7番の通告あり)

確認いたします。3番、7番、よろしいですか。

それでは、「3番林智議員」

○3番(林智議員) それでは、質疑を行わせていただきます。

今回の後期計画策定に当たり、2,000名からのアンケートやグループインタビュー、町民会議等々行われたということではありますが、その中で出された意見についてはどの程度今回の中に反映されているとお考えなのか、まずお聞きします。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 アンケートを実施した結果、アンケートにつきましてはいろんな内容のアンケートを実施しておりますけれども、特に重視した点とございますか、主に重視した点につきましては、河北町を住みよい町だと思いませんかという質問、アンケートに関しましては前回の調査より少し増えている状況にありますけれども、河北町に住み続けたいと思いませんかというアンケートに対しては前回の調査から若干下がっているという状況が見てとれたところであります。その点をどうにかしていかなければならない。住みよいという町を当然増やしていきたいのも当然でありますけれども、住み続けたいというふうに思わせると思いませんか、思うようなまちづくりを今後していかなければなら

いというふうに考えましたので、それらの点を踏まえまして、施策にはいろんなものを盛り込んでいるところです。

あと、グループインタビュー。特に、グループインタビューの中で特にあった意見としては、情報発信の強化とか、住宅情報なんかをもっと発信してほしいとか、仕事の選択肢の確保、あとは地域公共交通の改善。特にこの地域公共交通の改善のところが、アクセスの強化とか交通の改善をしてほしいというのがアンケートの中にも強く表れておりましたので、それらのところを重点的な取組施策として計画の中には盛り込んだところであります。

以上です。

○丹野貞子議長 「3番林智議員」

○3番(林智議員) ありがとうございます。

このように、町民の方から広く意見を募集して町民の考えをこの後期計画に取り込むということで行われたわけですから、聞いて終わりではなく、しっかりと盛り込まれた計画になっているということで受け止めてよろしいのでしょうか、いま一度聞きます。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 当然、聞いただけで終わりではなくて、その聞いた結果をどういうふうにして施策に反映していくかというところでもありますので、この計画に盛り込んだ基本的施策を今後どのように実施していくかというところが、予算編成なりに今度表すものというふうに思います。

以上です。

○丹野貞子議長 「3番林智議員」

○3番(林智議員) 終わります。

○丹野貞子議長 以上で3番林智議員の質疑を終わります。

次に、「7番奥山英幸議員」

○7番（奥山英幸議員） おはようございます。

私からは1点ご質疑させていただきます。

一般質問でもお聞きしましたが、令和7年4月に地方創生伴走支援制度が採択されました。その中でご答弁がありました地域公共交通と地方創生の2点ということだったんですが、国の地方創生支援官より、そういったいろいろアドバイスをいただいているという答弁があった中で、今回の後期計画には、そのアドバイスを受けてどのように反映されているのか、反映されているとしたら、どのようなアドバイスが載っているのか、説明を求めます。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 伴走支援制度によります支援につきまして、第8次河北町の総合計画後期基本計画にアドバイスをいただいているというよりも、後期基本計画の策定の中で地域公共交通をどうにかしてほしいという町民の声とかが多かったわけですね。それをどうにかしなければならぬという課題。あるいは、人口減少が続く中でも、町の経済規模といいますか、そういったものを維持していく中でどうしていくべきなんだというところが、いわゆる地方創生、交流人口であったり関係人口の拡大・創出ということが課題になっているわけですね。そういった課題に対して支援官からいろんなアドバイスをいただいて、町の政策に生かしていこう、あるいは国の補助金なんかを活用してやっつけようというところでアドバイスをいただいているものというふうにご理解いただければいいのかなというふうに思います。

○丹野貞子議長 「7番奥山英幸議員」

○7番（奥山英幸議員） すみません。今の説明で私ちょっとあまり理解が得られなかったんですけれども、せっかくアドバイスをいただ

いたんですから、やはりそういったものも後期計画に載せるとかいうことはできなかったのかどうか、いま一度ご説明してください。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 後期基本計画の基本的施策というのは、いわゆる基本的な方向づけを示すものでありまして、支援官からアドバイスをいただいているのは、より具体的にどうしていくんだと、どういうやり方がいいんだとか、国の制度にのっとったところについてアドバイスをいただいているものというふうになっているものであります。

○丹野貞子議長 「7番奥山英幸議員」

○7番（奥山英幸議員） そうすると、基本施策があって、一応基本は基本だと。それで、アドバイスについてはその基本施策にのっとって対応していくという受け止めでよろしかったでしょうか。

○丹野貞子議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 基本的施策にのっとって具体的な事業展開を図る上でアドバイスをいろいろいただいているというふうになっているものと理解いただければいいかなというふうに思います。

○丹野貞子議長 以上で7番奥山英幸議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（6番の通告あり）

討論、賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「反対討論」の声あり）反対討論ですか。

賛成討論はありませんか。

それでは、「6番木村章一議員」、反対討論をどうぞ。

○6番（木村章一議員） 議第87号第8次河北町

総合計画後期計画案に反対の討論いたします。

この後期計画案は、人口減少を押しとどめる計画や町の基幹産業である農業や産業を興す計画が不十分であります。また、学校教育環境整備の方針は意見が異なりますので、反対するものであります。

提案されている原案に沿って、意見が異なっていたり、追加すべきである部分を申し述べます。

第1章、つながりを生む住みよい町の第1節、立地条件を活かしたまちづくりでは、1、交通ネットワークの充実の最後に続けて、「急激に弱体化する町内のタクシー事業に町営バスやワンコインタクシーなどのドライバーの人的支援などを検討し、町営バスやワンコインタクシーなどが、町民が利用したい時間に利用したいコースで気軽に利用できるようにする」を加えるべきであります。

第3節、若者が選ぶまちづくりの4として、「農業に町として若者が就農したくなる環境をつくり、農業就業人口増やす（詳しくは第4章に書くこと）」を加えるべきであります。

第2章、みんなで支え合う安全・安心な町の第1節、参加と連携による安全・安心な暮らしの最後に続けて、「3、防災情報などが聞こえやすく伝わりやすくするために、防災行政無線の放送に加え、防災ラジオのシステムを伝わりやすく拡充し、町内全戸に防災ラジオを配布する」を加えるべきであります。

第3節、社会の変化に対応できる行財政運営、2、持続可能な財政運営推進の最後に加えて、「（5）令和3年7月に作成し令和5年8月一部改定の『河北町公共施設等総合管理計画』に基づきながら、河北町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進める」を加えるべきであります。これは、森谷町長が策定した河北町公共施設等総合管理計画をしっかりと生かして、町の財政を守りながら公共施

設の適正管理を進めるということであります。

第3章、地域とともに健やかに暮らせる町では、第2節に「4、定住促進住宅は高層階に空き家が多いことから、外付けエレベーターを附属させることを検討する」を加えるべきであります。

3節、健康に暮らせる保健医療環境の確保の2、保険事業の推進と健全化の最後に続けて、「国民健康保険税は、同じ町民が加入する協会けんぽに比較して、同じ額の所得に対し約2倍もの税となるので、引き続き引下げを進める」を加えるべきであります。

4章、新たな魅力を発信しにぎわいのある町の第1節、次代につなぐ農林水産業は、1節、ここ変えて、「人口増を進める農林水産業」と書き換え、「町の基幹産業に位置づける農業は、採算が取れ、世代継承が進むよう、各種の補助施策のほか河北町独自の農業の所得補償制度などに取り組み、積極的に農業を支援する」「町の西側の中山間地域を町で果樹団地として整備し、新規就農者が喜んで就農できるように支援する」の2項目を加えるべきであります。

第2節、やる気で稼ぐ仕事おこしは、最後に、「国内最強クラスの企業支援を復活させる」を加えるべきであります。

第3節、地域の宝を活用した発信の最後に、「観光物産協会と地域商社のかほくらし社のそれぞれの得意分野の力を合わせ、河北町の観光が町民所得向上につながる観光産業になるように進める」を加えるべきであります。

5章、ふるさとに学び次代につなぐ町では、第1節、家庭・地域と連携した学校教育の1、地域とともに育む学校教育に、「農業を活性化させ地域おこしを進めるとともに、増える農家の子供たちなどが通う学校を大改修し、教育環境をよりよくします」、（2）教育環境の整備の中のウ、この部分は削除ですけれ

ども、ウ「河北町立小中学校整備基本構想・基本計画に基づき、小中一貫教育の環境整備など、将来を見据えた学校整備を計画的に進めます」の項は削除し、ウ「河北町小中学校は適宜に計画を立てて長寿命化を進め、ICTの活用などで学校間の合同授業や教師の情報交換のネット会議などの環境整備を計画的に進めます」を加えます。

以上、意見が異なるものは削除し、加えるべき意見は追加することが、人口減少にストップをかけ、暮らしやすく発展するまちづくりにつながると思います。

以上のことから、この第8次河北町総合計画後期基本計画案に反対するものであります。

○丹野貞子議長 以上で討論を終結します。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議第87号第8次河北町総合計画後期基本計画については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 日程第2、議員の派遣についてを議題とします。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

お手元に配付のとおり、議員を派遣するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議員の派遣については原案のとおり派遣することに決定しました。

○丹野貞子議長 ここで議長から申し上げます。

議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時33分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

新たに議案が提出されましたので、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

ここで、10時50分まで休憩とします。

休 憩 午前10時34分

再 開 午前10時48分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 追加議事日程第1号に入ります。

○丹野貞子議長 日程第1、議案の上程を行います。

議第89号 令和7年度河北町一般会計第

- 5回補正予算について
- 議第90号 令和7年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について
- 議第91号 令和7年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算について
- 議第92号 令和7年度河北町下水道事業会計第2回補正予算について
- 議第93号 河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議員発議第3号 学校整備特別委員会の設置に関する決議について

以上7議案を一括上程します。

○丹野貞子議長 日程第2、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本日、追加でご提案申し上げます。つきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第89号令和7年度河北町一般会計第5回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4,887万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億7,878万2,000円とするものであります。

その内容につきまして、歳出から申し上げます。

人件費について、10月8日に出された山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、各款にわたり職員及び特別職の給与費等を増額するものであります。

6款農林水産業費の林業振興費では、熊被害防止対策のための現場対応力を強化するた

め、装備品を購入するための費用を追加するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

15款国庫支出金及び16款県支出金では、事業の歳出額及び内示額に合わせ補正するものであります。

19款繰入金では、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金からの繰入を増額するものであります。

以上が令和7年度河北町一般会計第5回補正予算の概要であります。

次に、議第90号令和7年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ23万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億5,832万4,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費では、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、人件費負担金の確定見込みに伴い、総務管理費と徴税費を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

6款繰入金では、このたびの総務管理費と徴税費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が令和7年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算の概要であります。

次に、議第91号令和7年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ35万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,878万3,000円とするものであります。

歳出から申し上げます。

1款総務費の介護認定審査会費については、山形県人事委員会の勧告を受けた県の対応を

踏まえ、認定調査等費を増額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。

7款繰入金は、歳出の増額に伴い、一般会計繰入金を増額するものであります。

以上が令和7年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第92号令和7年度河北町下水道事業会計第2回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の予定額について、第1項の営業費用に、山形県人事委員会勧告等を受けた県の対応を踏まえ、水道事業会計への人件費負担金248万4,000円を増額する一方、職員の人事異動による精査として人件費971万6,000円を減額し、下水道事業費用を6億1,610万7,000円とするものであります。

次に、資本的支出の予定額につきましては、第1項の建設改良費に、山形県人事委員会勧告等を受けた県の対応を踏まえ、人件費46万8,000円を増額し、資本的支出を6億3,316万9,000円とするものであります。

以上が令和7年度河北町下水道事業会計第2回補正予算の概要であります。

次に、議第93号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例は、山形県の特別職の期末手当の改定を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を変更し、0.05月分引き上げるものであります。

次に、議第94号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この条例改正は、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、一般職の職員の給与について、給料表の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を変

更し、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員について0.05月分を引き上げ、引上げ分は均等に期末手当と勤勉手当に配分するものであります。また、通勤手当の支給上限額の引上げ等の改正を行うものであります。

以上、追加提案いたしました6議案の提案理由についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○丹野貞子議長 続いて、「11番石垣光洋議員」
○11番（石垣光洋議員） 議員発議第3号学校整備特別委員会の設置に関する決議について提案理由の説明を申し上げます。

近年の急激な少子化、子供を取り巻く教育環境の変化を踏まえ、町では、将来の社会の担い手である子供たちにとってよりよい教育環境を構築するため、小中学校の整備に関する基本構想・基本計画づくりを進めています。

議会では、町が進める小中学校整備基本構想・基本計画について、議会として、長期的な財政の見通しを含め、全町的な視野に立って議論を重ね、これを検証するため、学校整備特別委員会を設置するものです。

内容につきましては、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

学校整備特別委員会の設置に関する決議。
次のとおり、学校整備特別委員会を設置する。

- 1、名称、学校整備特別委員会。
- 2、設置根拠、地方自治法第109条及び河北町議会委員会条例第5条。
- 3、設置目的、小中学校の整備に関して財政の見通しを検証する。
- 4、委員定数、8名。総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会から4名ずつ。
- 5、設置期間、令和8年3月定例会までとする。また、議会閉会中も調査を行うことができる。

6、委員の派遣、議会閉会中に、調査のため委員を派遣することができる。

7、報告、委員会の報告は、令和8年3月定例会に報告するものとする。

令和7年12月10日。

河北町議会運営委員会委員長、石垣光洋。

以上、提案理由の説明といたします。

○丹野貞子議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○丹野貞子議長 日程第3、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議事の都合上、議第93号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第94号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを先議します。

○丹野貞子議長 最初に、議第93号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長 議第93号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、山形県が行う特別職の職員の期末手当の改正を踏まえて、議会議員及び町長などに支給する期末手当の支給割合を0.05月分引き上げるものでございます。

第1条は、河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正するものでござ

います。

表中、第4条は、給与の額及び支給方法に関し、期末手当の支給割合において、給与条例を引用している条文を改正し、12月の支給について「100分の170」を「100分の175」とするほか、文言の整理をするものでございます。

次に、第2条は、同じく河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正するものでございます。

表中、第4条は、同じく給与の額及び支給方法に関し、令和8年度以降の支給割合について「100分の172.5」とするものでございます。

本条例の附則として、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は令和7年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願いいいたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第93号河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第94号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「日塔防災・危機管理監兼総務課長」

○日塔俊浩防災・危機管理監兼総務課長 議第94号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、山形県人事委員会勧告を受けた県の対応を踏まえ、河北町一般職の職員の給与の水準を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるほか、通勤手当の支給上限額を引き上げる等の改正を行うものでございます。

第1条は、河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

表中、第25条は、期末手当に関し、12月の支給割合について、「100分の125」を「100分の127.5」とするものでございます。定年前再任用短時間勤務職員については、12月の支給割合については、「100分の70」を「100分の72.5」とするものでございます。

第26条は、勤勉手当に関し、12月の支給割合について、「100分の105」を「100分の107.5」とするものでございます。定年前再任用短時間勤務職員については、12月の支給割合について「100分の50」を「100分の52.5」とするものであります。

別表第1は、行政職給与表について、高卒初任給で1万2,300円、大卒初任給で1万2,000円を引き上げるなど、全ての職務の級の給与月額を引き上げ、改正するものでございます。

次に、第2条は、同じく河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

表中、第15条は、勤務手当に関し、支給上限額を「6万6,400円」に引き上げるものでございます。

第25条は、期末手当に関し、令和8年度以降の支給割合について、「100分の126.25」とするものでございます。定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の71.25」とするものでございます。

第26条は、勤勉手当に関し、令和8年度以降の支給割合について、「100分の106.25」に改正するものでございます。定年前再任用短時間勤務職員については、「100分の51.25」に改正するものでございます。

第27条は、寒冷地手当に関し、扶養親族の範囲に配偶者を含める改正を行うものでございます。

別表第1は、行政職給与表の4級、5級の最高号給にそれぞれ8号給を新たに継ぎ足す改正を行うものでございます。

本条例の附則として、この条例は公布の日から施行し、第1条の規定は令和7年4月1日から適用するものであり、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○丹野貞子議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行

います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第94号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第89号令和7年度河北町一般会計第5回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(3番、6番の通告あり)

確認します。3番林智議員、6番木村章一議員、落ちありませんか。

それでは、「3番林智議員」

○3番(林智議員) すみません、それでは、早速質疑をさせていただきます。

20ページ、6款2項1目林業振興費ということで、先ほども説明がありましたが、熊対策防止ということで現場の対応力強化のための装備品ということでありますが、消耗品及びその他雑備品費ということでありますが、こちらのほうの詳細説明のほうをお願いします。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長

20ページ、21ページの6款2項1目林業振興費の消耗品費とその他雑備品費についてご説明いたします。

こちらにつきましては、先日、山形県版クマ被害対策パッケージが計画されまして、そ

れに伴いまして県のほうで専決処分を行っております。これを活用させていただきまして町のほうで整備を図るというふうなもので、内容的には熊よけスプレーと小型トランシーバーになります。

消耗品費につきましては、熊よけスプレー54缶と、あとはトランシーバーの附属品になっております。熊よけスプレーにつきましては、各公共施設のほうに配備していきたいというふうに考えております。

また、その他備品につきましては、小型トランシーバー20機ということで、先日、緊急銃猟の模擬訓練を行いました際に、反省会の中で、連絡方法が一番大切だというようなことで、不足分について、不足分といいますか、トランシーバーの活用を図るために、このトランシーバー20機を購入して、緊急銃猟に備えるというふうなことで考えております。

以上です。

○丹野貞子議長 「3番林智議員」

○3番(林智議員) ありがとうございます。

消耗品ということで熊スプレー54本ということではありますが、各施設、公共施設に置くということでもありますけれども、やはり万が一のための導入ということではありますが、これを活用するに当たっての活用方法とレクチャーと訓練等というのはどのように考えているのかをお聞きします。

また、その他備品ということで、トランシーバー20台ということではありますが、これは今現在町のほうで所有しているレシーバー、トランシーバーというんですか、と同じものなのか。また、共通性、互換性、共に使えるものなのか、併せてお聞きします。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長

熊よけスプレーでございますけれども、こちらにつきましては、予定しておりますものが

1個につきまして3万円程度のものを考えております。安いと効き目が無いというふうな情報もありましたので。ただ、その活用方法につきましては、まず備品をそろえてから、口頭なり実地なりで示していきたいというふうに考えております。

あとは、トランシーバーにつきましては、前回、緊急銃猟での練習のときに使いましたのは無線機というようなことでしたけれども、今回はトランシーバーというようなことで、緊急銃猟で使うというふうなことであればこのトランシーバーで十分というようなことを考えましたので、トランシーバーというようなことにしたんですけれども、無線機とトランシーバーはまた違うものなので、トランシーバーはトランシーバーだけというようなことになります。

ちなみにトランシーバーのほうにつきましては、200メートルから2キロぐらいまで飛ぶというふうなものを想定しております。

○丹野貞子議長 「3番林智議員」

○3番（林智議員） ありがとうございます。

スプレーに関しては届いてからその辺の活用についてのほう検討するということでありますが、やはり近年、特に昨年度あたりから熊も冬眠をしないような状況が続いているようですので、ぜひ導入、商品が届く前から、どのような方向でやるのか、マニュアルを作成するなど、そういった部分がとても大事なことになってくるので、ただ備品を準備して終わりではないような、しっかりした政策を進めていただければと思います。

以上で終わります。

○丹野貞子議長 以上で3番林智議員の質疑を終わります。

次に、「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 今の質疑で大体あれですけれども、20ページ、6款2項1目、熊対

策費の関連であります。今の質疑に加えて、特に熊よけスプレーなどについて、比較的熊が出没しやすい地域にお住まいの方々などは強い関心があるのではないかと思いますので、そういった方々への情報提供といいますか、こんなものを町では準備しようとして、こんな使い方があるということだみたいな、そういった情報提供などもあってもいいのではないかというふうに思いますがどうかということと、あと、各公共施設というのは、学校とかいろいろあると思うんですが、1か所に例えば2本ずつとか、どんな施設を各公共施設とこの場合言っているのかについてお聞きしておきます。

以上です。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長

熊よけスプレーにつきましては、庁舎内の熊対策会議を行った際に各担当課のほうから要望がありまして購入をするというふうなことになったわけですけれども、こちらにつきましては町の公共施設というふうなことで考えております。各施設2缶ずつというふうなことで予定しているところでございます。

また、情報提供につきましては、設置した際には、どういう方法で町民の方々に知らせるかは別としまして、検討していきたいというふうに考えております。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） 公共施設も、比較的時々熊が出没していた地域とそうでない地域もありますが、学校なんかだったら全部とか、センターなんかも全部とか、そういうふうになるのか、その辺、あと、公共施設って、あと役場と各2缶ずつで、54本というのと、あとどこあたりを考えているのか聞いておきます。

○丹野貞子議長 「佐藤農林振興課長」

○佐藤晃一農林振興課長併農業委員会事務局長

こちらにつきましては、各センター、学校、あとは認定こども園等も含めて24施設というようなことで考えております。27です、失礼しました。

○丹野貞子議長 「6番木村章一議員」

○6番（木村章一議員） ちょっとカウントできませんか、いいですか。終わります。

○丹野貞子議長 以上で6番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第89号令和7年度河北町一般会計第5回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第90号令和7年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第90号令和7年度河北町国民健康保険特別会計第3回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第91号令和7年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

（電子採決）

押し忘れなどありませんか。

（「なし」の声あり）

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第91号令和7年度河北町介護保険特別会計第2回補正予算については原案の

とおりの可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議第92号令和7年度河北町下水道事業会計第2回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

歳入歳出全款についての質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。

よって、議第92号令和7年度河北町下水道事業会計第2回補正予算については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 次に、議員発議第3号学校整備特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

採決は、電子システムによる投票により行

います。

本案を原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

(電子採決)

押し忘れなどありませんか。

(「なし」の声あり)

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議員発議第3号学校整備特別委員会の設置に関する決議については原案のとおり可決しました。

○丹野貞子議長 ここで議長から申し上げます。

再度、議会運営委員会に協議をお願いする事項が生じたので、議会運営委員会の開催をお願いします。

議会運営委員の方は、委員会室にお集まりくださるようお願いいたします。

議会運営委員会が終了するまでの間、暫時休憩します。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時34分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

学校整備特別委員会委員の選任について並びに学校整備特別委員会委員長及び副委員長の選出について、議会運営委員会に協議をお願いしましたところ、本日の議事日程に追加して審議、採決を行うことになりました。

お諮りします。議会運営委員会の決定のとおり、本日の議事日程に追加し、審議、採決を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程に追加することに決定しました。

これから追加日程を配付させますので、配付が終わるまでそのまま休憩します。

休 憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

○丹野貞子議長 追加議事日程第2号に入ります。

○丹野貞子議長 日程第1、学校整備特別委員会委員の選任を行います。

学校整備特別委員会委員については、総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会から4名ずつの委員を選任し、8名の委員で構成することになっております。よって、両常任委員会を開催し、学校整備特別委員会委員を選任していただきますようお願いいたします。

総務産業常任委員会は全員協議会室、厚生文教常任委員会は委員会室において願います。

選任が終了するまで休憩します。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時42分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

総務産業常任委員会及び厚生文教常任委員会に、選任の結果について報告を求めます。

最初に総務産業常任委員長から願います。

「10番鈴木英友議員」

○10番（鈴木英友議員） 総務産業常任委員会での選任結果について申し上げます。

学校整備特別委員会委員には、3番林智議員、6番木村章一議員、10番、私、鈴木英友、12番細矢誓子議員、以上4名を選任いたしました。報告いたします。

○丹野貞子議長 次に、厚生文教常任委員長から願います。

「4番増川憲一議員」

○4番（増川憲一議員） 厚生文教常任委員会での選任結果について申し上げます。

学校整備特別委員会委員には、4番、私、増川憲一、5番安孫子真弥議員、9番佐藤修二議員、13番吉田芳美議員を選任いたしました。

以上、報告いたします。

○丹野貞子議長 ただいま両常任委員会から報告がありましたとおり、学校整備特別委員会委員に選任することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、学校整備特別委員会委員については、ただいまの報告のとおり選任することに決定しました。

○丹野貞子議長 日程第2、学校整備特別委員会委員長及び副委員長の選出を行います。

学校整備特別委員会委員の方は委員会室にお集まり願います。

学校整備特別委員会委員長及び副委員長が選出されるまで休憩とします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時54分

○丹野貞子議長 休憩を解いて再開します。

学校整備特別委員会委員長及び副委員長の選出結果について報告をお願いいたします。

「12番細矢誓子議員」

○12番（細矢誓子議員） 学校整備特別委員会委員長報告をいたします。

年長委員ということで、学校整備特別委員会委員長及び副委員長の選出の結果について申し上げます。

学校整備特別委員会委員長については、13番吉田芳美議員が選出されました。学校整備特別委員会副委員長については、6番木村章一議員が選出されました。

以上、ご報告いたします。

○丹野貞子議長 学校整備特別委員会委員長及び副委員長の選出については、ただいまの報告のとおりであります。よろしく願います。

○丹野貞子議長 日程第3、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。議長から議会運営委員会に、

議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

○丹野貞子議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、師走の大変お忙しいところ、去る12月4日に本定例会を招集いたしましてから本日までご審議を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会の審議の中で議員の皆様から頂戴いたしました貴重なご意見、ご提案等につきましては、これからの行政運営に反映させられるよう努力してまいります。

令和7年11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策として、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給することが閣議決定されました。現在国会で審議されております補正予算が成立し、国からの正式な通知が届き次第、早急に対応させていただきたく、専決処分を念頭に置いて対応していく所存でございます。

議員の皆様にはご自愛いただきまして、町勢の発展と住民福祉の向上のため、今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

結びに、明年が希望に満ちたスタートの年となりますことを心からご祈念し、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○丹野貞子議長 以上で本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和7年12月河北町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時59分 閉会

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和7年12月

河北町議会議長 丹野貞子

河北町議会署名議員 佐藤修二

河北町議会署名議員 鈴木英友